



飲酒運転を無くし交通事故を減らしましょう

令和4年7月10日～令和4年7月19日は夏の交通安全県民運動期間です！

飲酒運転の撲滅

飲酒運転は犯罪です！

- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを一人一人が徹底しましょう
- 車を運転するときは、アルコールが残っていないか確認しましょう
- 飲酒運転を見かけたら、必ず警察に通報しましょう

子供と高齢者の交通事故防止

子供や高齢者の方に対する思いやりのある運転を！

- (運転手の方) 横断歩道は歩行者優先です。渡ろうとしている人がいる場合は必ず止まりましょう
- (歩行者の方) ドライバーが歩行者に気づいて止まってくれるとは限りません。夕暮れ時や夜間は明るい色の服装や反射材用品を着用するなど、ドライバーからいち早く発見されるよう注意しましょう

自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則

- 一、自転車は車道が原則、歩道は例外
- 二、車道は左側を通行
- 三、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 四、安全ルールを守る
- 五、子どもはヘルメットを着用

県警ホームページ「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」で飲酒運転撲滅に関する漫画や動画などを掲載していますのでぜひご覧ください。

家庭や職場で飲酒運転について考えてみましょう。



加齢に伴う身体機能の変化や一定の病気により、運転に不安を感じている高齢運転者の方やそのご家族は、安全運転相談ダイヤル「#8080(ハレバレ)」や最寄りの警察署にお気軽にご相談ください。

安全運転相談ダイヤル
8 0 8 0
(ハレバレ)

車や自転車は飲酒運転、危険な運転により**凶器**となります！

交通ルールを守り安全に利用しましょう。

怪しい人、物を見かけたら

110番または

福岡空港警察署

092-621-0110

へ通報のご協力をお願いします！



【今からできる防犯対策】



ダウンロードはこちら ↑↑